

産山村未来計画・総合計画策定支援業務 業務委託プロポーザル（企画提案）募集要項

1 委託業務名

産山村未来計画・総合計画策定支援業務

2 業務目的

産山村の基本理念となる「未来計画」の策定と、当該計画を根拠とする「総合計画」の策定を支援することを目的とする。

現在の産山村第5次総合振興計画が令和元年度末をもって終了することから、「総合計画」は第6次総合振興計画の基本構想および基本計画に充たるものとする。

3 業務の実施方法

産山村では、本村の目指すべき未来の方向とビジョンを定め、持続可能な村づくりの羅針盤となる「未来計画」と、それを踏まえて、少子高齢化や過疎化といった課題を克服し、安心して暮らすことのできる村を実現するためのアクションプランとすべく「総合計画」を策定する。

策定にあたり、行政と住民の協働での村づくりを可能とし、より効果的で実践的な計画とすることを目的に、ステークホルダーを横断的に調整する能力やファシリテーションスキル、デザイン思考を有し、調査・計画策定、参加型事業形成の実績等を備えた事業者には業務を委託して実施する。

そのため、プロポーザルの内容審査を行い、事業者を選定し委託する。

4 計画期間

(1) 未来計画

(ア) 基本理念 中長期（2040年）における村のビジョン

(2) 第6次総合振興計画

(ア) 基本構想 令和2年度（2020年）から令和11年度（2029年）までの10年間

(イ) 基本計画 令和2年度から令和6年度（2024年）までの5年間

5 委託契約期間

委託契約締結日から令和2年（2020年）年3月31日まで

6 委託する業務の内容

(1) 基礎調査

住民と「産山村の未来シナリオ」について対話・議論するため、産山村を取り巻く状況や将来推計を可視化し、村が抱える課題について多角的に分析した資料を作成する。資料には下記の内容を含み、データの出典を明記すること。

- (ア) 本村を取り巻く社会環境の変化及び国や都道府県の施策の動向
短期（2025年）及び中長期（2040年）の社会情勢を踏まえて、分析する。
- (イ) 本村の現状の整理・分析及び分野別計画との関係性整理
各種統計データ、地域経済分析システム（RESAS）等を用いて、本村の現状を分析する（例：子育て環境、教育、観光・産業、福祉・医療、地域交通、防災、公共施設等）。また、必要に応じ、近隣他市町村との比較分析する。
- (ウ) 人口推計
本村全体及び地区別の人口推計を実施し、人口減少・少子高齢化の推計・分析を行う。併せて、現在及び将来における歳入の不足額や歳出の増加を明らかにする。
- (エ) 現行計画の進捗状況の把握・分析、課題抽出
現行計画の進捗状況を把握し、次期計画策定に当たっての課題を整理する。

(2) 住民参画

地区ごとの住民ワークショップ、老人会や婦人会等の地域団体等へのグループインタビューやヒアリングを企画・実施し、議事録の作成を行う。ワークショップ開催における消耗品等の費用は受注者が用意する。

(3) 各種会議体の運営

計画策定に向け、本村が設置する下記審議会に関し、運営の助言、本村との調整、会議資料の作成、審議会への同席、議事録の作成を行う。なお、各審議会は8回程度の開催を想定しているが、進行状況等により増減する可能性がある。会議開催における消耗品、弁償費等の費用は受注者が用意する。

- (ア) 産山未来会議 住民代表から構成される計画審議会
- (イ) 担当者会議 本村役場職員から構成される計画審議会

(4) 情報発信

計画策定プロセスの様子をブログやSNS等で発信し、住民等と進捗を共有する。ブログは本村ホームページ内に設置することとし、ブログページのデザインを行う。

(5) 計画策定

基礎調査結果や住民との意見交換などを踏まえ、計画書の構成案（計画書の項目立てやレイアウト）と素案を作成する。素案作成にあたっては、計画審議会に対して説明会を実施する。

(6) 計画書の編集・デザイン

写真やイラスト、マップ、グラフ等を用いて視覚的効果を高めるなど、親しみやすく、わかりやすい計画書を作成する。

- (ア) 概要版 未来計画と総合振興計画の概要
カラー 10ページ程度
- (イ) 本編 第6次総合振興計画
一部カラー 100ページ程度

(7) 報告会の開催

計画策定後、住民を対象に報告会を実施する。また、計画における目標達成に向けて全村で取り組むため、策定後の行政経営について助言を行う。

7 成果品

(1) 基礎調査結果報告書ほか各種とりまとめ結果

各原稿データ式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）

(2) 概要版と本編

各原稿データ式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）

8 予算額

3,950千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

9 委託先の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。委託先の選定に当たっては、プロポーザルの内容審査を行い、適当と認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

(2) 審査項目及び方法

審査委員会により以下の審査項目に基づく審査を行い、4名の審査員の合計点が最も高い事業者を受託者とする。

項目	内容	配点
(ア) 参加資格	・参加条件に該当するか。	適・否
(イ) 会社概要	・計画策定支援業務の実績について ・参加型事業形成の実績について ・編集・デザイン業務の実績について	30
(ウ) 策定への助言	・積極的な住民参加を促し、対話によるイノベーションを生み出す仕組みについて ・計画策定における効果的・効率的な運営法について ・創造的アプローチの有無について	30
(エ) レイアウト及びデザインイメージ	・視覚的效果を高めるなど、親しみやすく、わかりやすい計画書とすることについて	30
(オ) 見積金額	・見積金額の評価	10

(3) 審査結果の通知

すべての応募者に対し、審査結果を書面にて通知する。

10 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者
 - (ウ) 国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに市町村税において未納がない者
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないない者

11 応募方法等

- (1) 提出資料
 - (ア) 企画提案書（任意様式）
 - ・計画策定プロセス及び運営に対する助言
 - ・未来計画と総合計画のレイアウトおよびデザインイメージ
 - ※ 企画提案書の表紙（別添様式1）をつけること
 - (イ) 業務委託参加資格を満たすことの申立書（別添様式2）
 - (ウ) 会社概要（任意様式）
 - (エ) 見積書（任意様式）
- (2) 提出方法
持参、郵送
※ 郵送の場合は封筒に「産山村未来計画・総合計画策定支援業務プロポーザル在中」と朱書きすること。
- (3) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (4) 提出期限
令和元年（2019年）5月24日（金）17時（必着）

(5) 提出先

産山村役場企画振興課（担当 高橋）

〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 488-3

※郵送の場合は封筒に「産山村未来計画・総合計画策定支援業務プロ
ポーザル在中」と朱書きすること。

TEL:0967-25-2211

FAX:0967-25-2864

1 2 実施スケジュール

内容	日程
(1) 公告及び募集要項の公表	令和元年5月10日（金）
(2) 質問の受付及び回答	随時
(3) 企画提案書等の受付	5月24日（金） 17時（必着）
(4) 審査結果通知	速やかに実施
(5) 契約内容協議・契約締結	速やかに実施

1 3 委託契約の締結

(1) 契約の方法

審査委員会での最高得点者と村で協議を行い、改めて業務実施計画書及び見積書を徴収し、予算額の範囲内で委託契約書を締結する。なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

(2) 契約保証金

契約金額の10%を納めるものとする。

(3) 契約についての留意事項

産山村と受託者との委託契約については、事前に委託仕様書で双方の意思確認を行う。また、採用された内容・規模等については、双方で協議のうえ、変更する場合がある。

1 4 受託者決定後の手続き

- ①見積書の提出
- ②契約保証金の納付（納付書発行後1週間以内）
- ③委託契約の締結
- ④計画概要版、計画本編の提出
- ⑤委託料の支払

1 5 その他の留意事項

- (1) 本事業の実施については、この要項に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- (2) 提案に係る一切の費用については、各提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書は、契約に至った場合に使用するほか、事業者選定以外には使用しないものとし、村の文書規定に準じ管理する。
- (4) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由などを記載した辞退届け（様式自由）を提出すること。

1 6 本プロポーザルに関する問い合わせ先

産山村役場企画振興課（担当 高橋・佐藤）
〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 488-3
T E L : 0967-25-2211
F A X : 0967-25-2864
M a i l : akemi-t@ubuyama-v.jp